

## 2、障害者総合支援法について

障害者総合支援法は、自立支援法違憲訴訟団と交わした「基本合意文書」や総合福祉部会が提言した「骨格提言」と大きな落差があり、抜本的な見直しが必要と考えます。障害者総合支援法に対する貴党のご見解をお教えてください。

### Q2-1 障害者総合支援法の見直しの範囲

障害者総合支援法の附則第三条にある「三年を目途とした」検討の範囲は

- ① 附則第三条に記載した事項に留まらず抜本的な見直しをするべきである。
- ② 附則第三条に記載した事項に限定して検討するべきである。
- ③ その他

②、③の場合、その理由をお書きください。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	みんなの党	生活の党	日本共産党	社会民主党	みどりの風	日本維新の会
② 附則第三条に記載した事項に限定して検討するべきである。		③ その他	① 附則第三条に記載した事項に留まらず抜本的な見直しをするべきである。					
法に基づいて検討をすすめるべき。ただし、その他に課題が顕在化した場合は、それについての検討を拒むものではない。		附則第三条に記載した事項については、3年を目途に検討する必要があると考えます。その他の事項に関しては、同法の施行状況等を勘案しつつ、見直しが必要と思われる場合には、法改正を含め検討をするべきです。特に、難病の方たちへの支援は、障がい者福祉の分野だけでなく、総合的な難病対策を推進するための法律の制定に向け取り組んでいます。						

### Q2-2 総合福祉部会の「骨格提言」と見直しの方向性の関係

障害者総合支援法の附則第三条にある「三年を目途とした」検討の方向性については

- ① 総合福祉部会の「骨格提言」を尊重し、提言内容の具体化を検討するべきである。
- ② 総合福祉部会の「骨格提言」を参考にしつつ、検討するべきである。
- ③ 総合福祉部会の「骨格提言」とは、異なる観点から検討するべきである。

③の場合、いかなる観点が必要かお書きください。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	みんなの党	生活の党	日本共産党	社会民主党	みどりの風	日本維新の会
① 総合福祉部会の「骨格提言」を尊重し、提言内容の具体化を検討するべきである。		② 総合福祉部会の「骨格提言」を参考にしつつ、検討するべきである。	② 総合福祉部会の「骨格提言」を参考にしつつ、検討するべきである。	① 総合福祉部会の「骨格提言」を尊重し、提言内容の具体化を検討するべきである。	① 総合福祉部会の「骨格提言」を尊重し、提言内容の具体化を検討するべきである。	① 総合福祉部会の「骨格提言」を尊重し、提言内容の具体化を検討するべきである。	① 総合福祉部会の「骨格提言」を尊重し、提言内容の具体化を検討するべきである。	
「骨格提言」については、障害当事者の方の思いが詰まったものであり、これを段階的・計画的に実現していくことが重要。								

### Q2-3 見直しの検討体制

障害者総合支援法の附則第三条の第二項では、「政府は、前項の規定により検討を加えようとするときは、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」とありますが、どのような措置が必要と考えますか。

- ① 障害者政策委員会で検討する。
- ② 新たに「障害者等及びその家族その他の関係者」を含めた検討委員会を発足する。
- ③ 団体ごとのヒアリングを行う。
- ④ その他

④の場合、具体的な措置をお書きください。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	みんなの党	生活の党	日本共産党	社会民主党	みどりの風	日本維新の会
④ その他		④ その他	④ その他	② 新たに「障害者等及びその家族その他の関係者」を含めた検討委員会を発足する。	④ その他	① 障害者政策委員会で検討する	② 新たに「障害者等及びその家族その他の関係者」を含めた検討委員会を発足する。	
「骨格提言」の内容のうち、ただちに対応ができるものは障害者総合支援法に盛り込んだが、検討に時間を要するものについては、法の施行(平成28年4月)後3年を目途に見直しの検討を行うこととした。3年後の見直しのあり方については、障害当事者、ご家族、関係者の方々のご意見を反映させるために必要な措置を講ずるとされた法律の規則に沿って対応する。		障害者総合支援法の検討規定については、障害者政策委員会または新たに検討委員会を設置しての検討や、団体からのヒアリングなど、考え得る様々な手法を総合的に考慮しつつ、障がい者や家族、その他の関係者の意見をより反映することができる現実的な体制について、検討していきたいと考えています。	障害者政策委員会での検討や団体へのヒアリングは当然必要であり、当事者等が入った新たな検討委員会を設置することも一つの考え方ではあるが、委員会等が縦割りで連携していない現状に鑑み、直接当事者の意見を反映させる窓口機能を常設的に設けることも必要ではないか。		①～③まですべて必要です。ただし、②については、検討委員会をつくるのではなく、当事者参加を厚くするという趣旨で、①の障害者政策委員会の中に含める。②を①の「部会」のようにするなどということも考えられます。			